

通学路の安全確保に関する取組の方針

～津市通学路交通安全プログラム～



令和2年6月

【改訂版】

津市教育委員会

目次

1. プログラムの改訂について
2. 通学路安全対策連絡会の設置
3. 取組内容
 - (1) Plan：合同点検の実施、対策の検討
 - (2) Do：対策の実施
 - (3) Check：対策効果の把握
 - (4) Action：対策の改善・充実
4. 学校別の対策箇所一覧表の公表
5. 年間スケジュール
6. 別紙

1 プログラムの改訂について

津市では、これまでも毎年、各幼稚園及び小中義務教育学校において作成される「子どもたちの健全な育成及び環境整備を図るための要望（以下「PTA要望」という。）」により、通学路における危険箇所を把握し、関係機関と連携体制を図りながら、必要な対策の検討・実施を行ってきました。

また、平成24年には全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、平成24年8月に各小学校の通学路において、関係機関と連携して緊急合同点検を実施し、路面表示や交通規制の導入など必要な対策内容について関係機関と協議を行い、改善を図ってまいりました。

その後、平成26年12月に通学路の安全確保に向けた取組を行うため、関係機関との連携体制を構築し、「通学路の安全確保に関する取組の方針（津市通学路交通安全プログラム）」を策定しました。

それ以降、本方針に沿って通学路の安全確保を進めてきましたが、円滑な連携体制づくり、実効性の高い業務の進め方などについて、さらに改善を図ることを目的に、改訂版を策定することといたしました。

今後はさらに、新たな方針に基づき、関係機関が連携して、児童生徒が安全に通学できるように通学路の安全確保を図っていきます。

2 通学路安全対策連絡会の設置

通学路の安全安心の確保に向けて関係機関の緊密な連携を図るために、以下をメンバーとする津市通学路安全対策連絡会を設置します。この連絡会では、協議内容や対策箇所に応じて、関係者が集まり、対策の検討及び実施を図ります。また、対策箇所によっては、自治会役員、学校関係者、PTAなどに参加を要請することもあります。

- ・ 津警察署及び津南警察署
- ・ 国土交通省三重国道事務所（津国道維持出張所）
- ・ 三重県津建設事務所
- ・ 津市建設部
- ・ 津市市民部
- ・ 津市教育委員会事務局

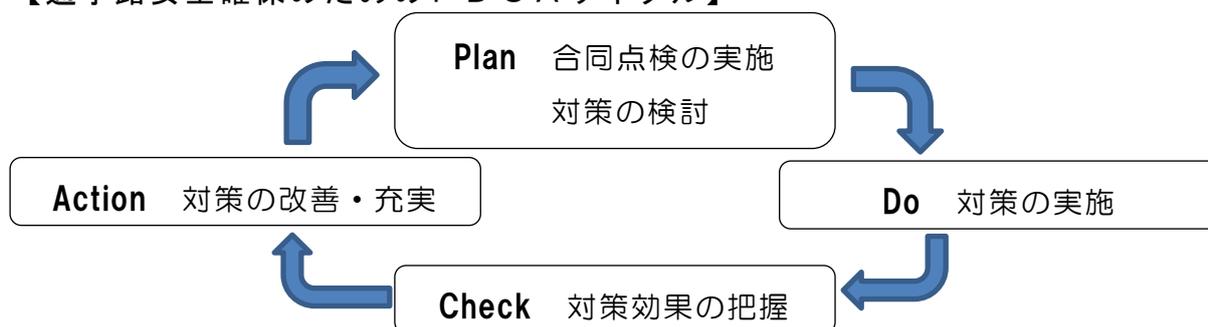
3 取組内容

【基本的な考え方】

継続的に通学路の安全を確保するため、関係機関が必要に応じて通学路の合同点検を実施し、対策内容の検討・実施、効果検証に取り組みます。

これらの取組をP D C Aサイクルとして実施することにより、通学路の安全性の向上を図っていきます。

【通学路安全確保のためのP D C Aサイクル】



(1) Plan：合同点検の実施、対策の検討

ア．通学路危険箇所の把握

津市P T A連合会と連携を図り、各幼小中義務教育学校単位で通学路における危険箇所を把握し、「P T A要望」として、毎年2月に教育委員会事務局が取りまとめを行います。

イ．関係機関による現地調査・対策の検討

教育委員会事務局において取りまとめた「P T A要望」の内容確認を行い、毎年4月に担当となる関係機関へ現地調査及び対策の検討を依頼します。

ウ．合同点検の実施

関係機関が現地調査を行った結果、更に詳細な検討が必要である、又は対策の検討に際し追加の調査が必要であると判断された箇所について、学校単位で教育委員会事務局、道路管理者、警察、学校等で合同点検を実施します。

また、「P T A要望」以外にも学校等から危険箇所についての情報があった場合、緊急対応を要すると判断した箇所については、早期

に、現地において、関係機関で合同点検を行います。

エ. 対策の検討

合同点検の結果から、対策が必要となった危険箇所について、関係機関が協議し、ハード対策（歩道の整備やガードレールの設置等）やソフト対策（交通規制や交通安全指導等）など、具体的な対応を検討します。

(2) Do：対策の実施

現地調査及び合同点検に基づく検討を踏まえ、対応策が決定された箇所については、担当となる関係機関により、その対策を実施します。

(3) Check：対策効果の把握

対策を実施した危険箇所について、実際に期待した効果が上がっているか、また児童等の安全が確保されているのか等、学校とPTAが連携して効果検証を実施します。

(4) Action：対策の改善・充実

「PTA要望」に対する回答については、警察・道路管理者から実施の可否や未実施となった理由が記載されたものを、毎年10月に各幼稚園及び小中義務教育学校（PTA）に行います。各PTAでは、この回答結果や対策効果の検証などを踏まえ、次年度に向けて危険箇所抽出を行うなど、さらなる改善に向けて検討を行います。

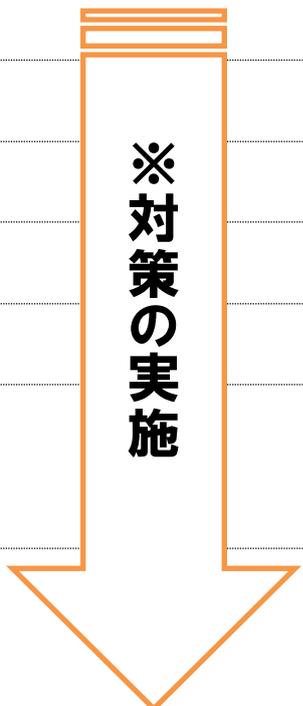
また、横断歩道の塗り直しなど規制標示の修繕については、毎年2月頃に警察並びに国、県及び市の道路管理者と合同で開催される「区画線及び規制標示に関する合同会議」に出席し、実施されなかった箇所について関係機関に再び依頼を行います。

このようにPDCAサイクルを回すことで、通学路の安全確保を進めていきます。

4 学校別の対策箇所一覧表の公表

学校ごとの点検結果や対策内容については、関係者間で認識を共有するために、対策箇所一覧表（別紙）を作成し、公表します。

5 年間スケジュール

月	主 な 内 容	
10月	(津市PTA連合会が各PTAに通学路整備要望提出依頼)	
11月		
12月		
1月		(各PTAが津市PTA連合会に通学路整備要望を提出)
2月	(津市PTA連合会が津市教育委員会に通学路整備要望を提出)	
3月		<div style="border: 1px solid blue; padding: 5px; text-align: center;"> 区画線及び規制標示に関する合同会議 *規制標示修繕再要望 </div>
4月		<div style="border: 1px solid blue; padding: 5px; text-align: center;"> 整備要望について関係機関に現地調査及び対策検討依頼 </div>
5月		<div style="border: 1px solid blue; padding: 5px; text-align: center;"> 合同点検の実施 *緊急を要するときは、この期間に限らず実施 </div>
6月		
7月		
8月		
9月	・関係機関が津市教育委員会に回答を送付	
10月	・津市教育委員会が津市PTA連合会に通学路整備要望回答 ➡ (津市PTA連合会が各PTAに回答結果を報告)	
11月 以降	※対策の実施 修繕等軽微なものは年度内、工事については次年度以降の実施を基本とする。	

* 対策内容整理後、対策一覧表をホームページへ公表

